

遠い空から **特別編**

～元気にがんばっています～

司法過疎問題の現在と私たちにできること

—— 赴任経験等報告会より ——

「弁護士ゼロワン地域」という言葉を聞いたことがありますか？

地方裁判所の支部管轄地域を1つの単位として、弁護士が全くいない地域を「弁護士ゼロ地域」、1人の地域を「弁護士ワン地域」、これらを併せて「弁護士ゼロワン地域」と呼んでいます。地方裁判所支部があっても、弁護士が身近にいないければ、一般の方々は十分な司法サービスを受けられません。弁護士ゼロワン地域をはじめとする弁護士過疎解消を目的として、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受け、各地で「ひまわり基金法律事務所」（以下「公設事務所」といいます。）が開設・運営されています。

2019年11月29日、当会では、本記事と同タイトルの研修会を開催しました（報告者等は別枠のとおり）。本記事は、同研修会での報告等を踏まえ、司法過疎問題について考えます。

研修会（赴任経験等報告会）進行次第

- 1 司法過疎問題の現状、当会の取り組みと成果についての報告：林信行弁護士（日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長）
- 2 糸魚川ひまわり基金法律事務所所長・川辺雄太弁護士による報告
- 3 前つがるひまわり基金法律事務所所長・笹森真紀子弁護士による報告
- 4 パネルディスカッション
コーディネーター：大窪和久弁護士
（公設事務所運営支援等委員会副委員長）

1 公設事務所と 弁護士ゼロワン地域*1

2000年、鳥根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、公設事務所は累計120か所に設置されました（2019年11月1日現在。以下同じ）。多いときには年に10か所以上、現在も年1～2か所程度増え続けています。うち77事務所が任期終了後に弁護士が定着して一般の法律事務所となり、また2事務所が廃止され、41事務所が今も稼働しています。

1993年当時、弁護士ゼロワン地域は74か所ありましたが、公設事務所や法テラス事務所の開設などにより、2008年6月に弁護士ゼロ地域が一旦解消、その後再発生したものの2010年1月に再解消しています。弁護士ワン地域は、2011年12月に一旦解消したものの、その後再発生、再解消を何度か繰り返し、現在は1か所となっています。しかし、公設事務所あるいは法テラス事務所がなくなれば、再びゼロワンになってしまう地域はまだ多く、公設事務所や法テラス事務所の存在により、なんとか地方での司法アクセスを維持しているというのが現状です。

そして、公設事務所の弁護士は、通常は2～3年程度の任期での赴任となるため、継続的に新しい赴任者がいなければ、事務所は維持されません。最近、公設事務所への赴任を希望する司法修習生や若手弁護士が減少傾向にあるのではないかという話も耳にすることがあり、安定

*1 日弁連ウェブサイト(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku.html)、林弁護士の報告より

的な赴任弁護士の養成が課題となっています。

2 実際の公設事務所の現状 ～糸魚川(新潟県)を例に*2



(1) 地域の概況と司法アクセス

糸魚川市には、地裁支部はなく、簡裁・家裁出張所のみがあります。公設事務所から糸魚川市を管轄する新潟地裁・家裁高田支部までは約50km（車で約1時間）、新潟地裁・家裁本庁までは約170km（車で約2時間15分、公共交通機関では約3時間30分）あり、市内に留置施設はなく、上越警察署・拘置支所までは約50km（車で約1時間）あります。

約4万3,000人の人口を抱えているにもかかわらず、物理的な意味での司法アクセスは悪く、また弁護士も川辺弁護士1人しかいません。新潟地裁・家裁高田支部は糸魚川市のほか、上越市（人口約18万9,800人、弁護士20人）、妙高市（人口約3万1,000人、弁護士0人）を管轄しており、糸魚川ひまわり基金法律事務所では妙高市の案件なども取り扱っています。

(2) 取扱案件と事件処理

糸魚川ひまわり基金法律事務所私（川辺弁護士）が事務所開設から約1年間で取り扱った件数は、相談81件（外部相談・継続相談を除く）、受任66件（事件単位）で、研修会での報告時の手持ち案件は52件（内訳：一般民事・

家事25件、クレサラ8件、刑事1件、後見等18件）です。事務所収入は多いとは言えませんが、なんとかやり繰りはできています。

相談や受任事件の内容自体は、東京とほぼ変わりませんが、家事事件が多いと感じています。東京都心部では見られない案件として、不動産価値が低く、不動産相続登記手続を何代も怠っている人が少なくなくて、「負」動産としての山林・空き家が問題となっています。

受任経路としては、市役所などからの紹介が多いことや、裁判所から選任される案件（成年後見人・相続財産管理人）の打診も多くあることが特徴的です。

相談者や依頼者については、インターネット検索などで一定の知識を得て来所する人はあまりいないこと、法律や制度を誤解して苦しんでおり、相談のみで解決することも多々あること、苗字で出身地がだいたい分かること、破産への抵抗感が強いことなどといった特徴があります。

事件処理にあたっては、車移動が多く、週2～3回は片道約50km離れた上越市へ行っており、1年間で約2万km走行しました。移動時間の拘束があるため、時間の使い方が鍵となり、待機時間にも仕事をしたり、事務所では日中しかできないこと（電話等）をしたりと工夫しないと事件処理が回っていきません。また、例えば、後見、虐待、差別解消といった問題は、弁護士だけでは解決が難しく、行政や福祉関係機関と連携して、皆で解決する、皆で仕事をするという案件も多くあります。

(3) 案件対応以外の活動

私は、行政関係の各種委員、各種講演会、後見人養成講座講師などの活動にも積極的に取り組んでいます。また、弁護士会関係でも支援者相談、虐待ケース会議、スクールロイヤー、出張授業（小・中・高、特別支援）などで糸魚川市の案件はほぼ全て打診があり、積極的に活動しています。糸魚川市のことは、あらゆる分野全て「やります！」（ジェネラリスト）という意気込みで取り組んでいます。

*2 川辺弁護士の報告及びパネルディスカッションより

川辺弁護士が就任している糸魚川市の委員等
糸魚川市成年後見制度利用支援体制検討委員会 委員
糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会 委員
糸魚川市空き家等対策協議会 委員
糸魚川市情報公開・個人情報保護審査会 委員
糸魚川市学校問題解決支援チーム 相談員
糸魚川市いじめ問題専門委員会 委員長

(4) 行政や福祉関係機関との連携： 成年後見制度支援の中核機関設置を 目指して

糸魚川市は、高齢化率が約38%ととても高く、調査の結果、成年後見制度を利用したいという方が100名近くいるということも分かりました。しかし、これに対応する地域の専門家である弁護士、社会福祉士、司法書士などの受け皿が全く足りていません。

これでは困るので、市役所の担当者の方と中核機関を作ろうという話をしたことがきっかけで、成年後見制度の支援のための中核機関設置の検討が始まりました。その後、月に1回、福祉事務所の実務担当者らと市役所に集まって会議を行い、アンケート調査・実態把握調査、社協との交渉なども行って事業化を目指しました。残念ながら今年度は事業化に至りませんでした。来年度は事業化されるよう頑張りたいと思います。

糸魚川市地域で、成年後見等の需要が多いことは実感しており、実態調査で今後更に増えていくということも分かっています。家庭裁判所にも協議を働きかけるなどしながら、今後も積極的に取り組んでいくつもりです。

(5) 地域に弁護士がいることの価値

もし糸魚川市に弁護士がいなかったらと考えてみたとき、まず思うことは、上越市の法律事務所までの移動には体力・金銭・時間的コストがかかることです。車で往復2時間以上の運転で（冬場は更に時間がかかります。）、ガソリン代も約1,500円かかり、高齢者や生活困窮者には非常に高いハードルであり、相談を諦めてしまう方が少なからずいると思います。その結果、弁護士に相談することで解決するという機能が働きません。解消されない不満・理不尽、続くトラブルという状況。実

際に、この一年間の経験で、助言だけで解決する相談もかなり多くありました。

そうした相談者の中には、法的知識がなかったことで苦しんでいた方々がいます。そもそも時効も知らない人、既に時効が成立していると知って「返さなくていいんですか？」と。婚姻費用という概念が全く頭にない人、婚姻費用を知って「生活費がもらえるんですか？」と。

また、リーガルサービスを受けたことで前を向くことができる方々もいます。すぐに慰謝料と言っていた人が、法的アドバイスを受け、「嫌な気持ちになったからといって、慰謝料は認められないのですね」と。債権回収の難しさを知り、「回収できないと思うので、諦めます」と。それまで抱えていた気持ち、不満を吹っ切り、前へ進むことができます。

もし弁護士がいなかったら、ずっとこういう思いを抱えたまま苦しんでいたのではないかと、糸魚川市に弁護士がいて良かったのではないかと、思っています。

更に、後見、虐待、差別といった問題に行政や福祉関係機関と連携して取り組んでも、地域に弁護士がいなければ、すぐには弁護士に繋がりません。また、様々な啓発活動、権利擁護の活動にも弁護士は大きな役割を果たします。

ほかにも、災害対応においても地域に弁護士がいることには大変な価値があります。2016年12月の糸魚川市の大規模火災のときには、地元の弁護士が大きな活躍をされたと聞いています。

(6) 心がけていること

これまで弁護士にアクセスできなかった依頼者や相談者にとって、弁護士が地域にいる

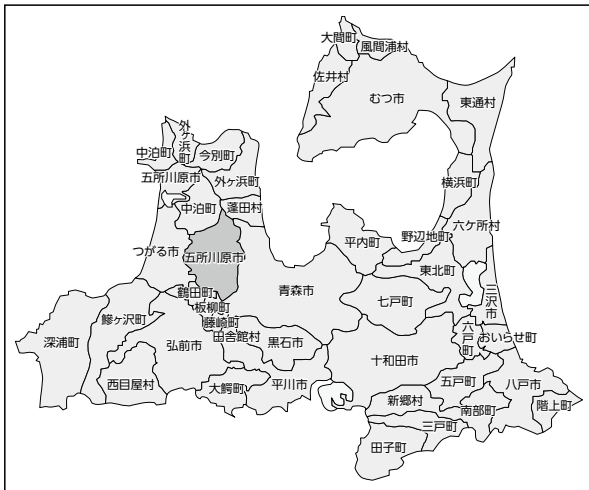


川辺先生

ことは大きな支えになると思います。そのため、地域の期待も非常に大きいということを感じています。だからこそ、自分のやる気次第で色々な活動ができ、周りの人たちが一緒に動いてくれます。地域に貢献できるよう、残り約2年の赴任期間中も積極的に活動していきたいと思っています。

案件対応にあたっては、私は、地域に1人しかいない弁護士として、どんな相談・事件であっても見捨てないということを感じています。また、変に期待をもたせたり、たらい回しにしたりはしない（事実をはっきり伝える）ということに気を付けています。

3 実際の公設事務所の現状 ～五所川原(青森県)を例に*3



(1) 地域の概況と司法アクセス

五所川原市には、青森地裁・家裁五所川原支部があり、五所川原市（人口約5万6,000人）、北津軽郡（中泊町、鶴田町、板柳町。人口約3万8,000人）、つがる市（人口約3万4,000人）、西津軽郡（鱈ヶ沢町、深浦町。人口約1万8,000人）がその管轄区域となっています。同支部管内の弁護士は5人です。

五所川原市から青森市や弘前市には、車や公共交通機関で1時間ほどとアクセスはそれほど悪くありませんが、管轄区域内の他地域から青森市や弘前市へのアクセスにはかなりの

時間がかかります。つがるひまわり基金法律事務所は、JRの駅やバスターミナルのすぐ近くにあるため、車を利用できない人にも比較的アクセスが良く、中泊町やつがる市など、青森市や弘前市へのアクセスが悪い地域の依頼者の案件も多く扱っており、五所川原市以外の地域も含め、地域の人々の司法アクセスを支えています。

(2) 取扱案件と事件処理

つがるひまわり基金法律事務所では私（笹森弁護士）が赴任中の約2年間で取り扱った件数は、相談約500件（外部相談を含み、継続相談を除く）、受任約220件（一般民事62件、家事42件、クレサラ約100件、刑事20件）で手持ち案件は常時60件前後でした。事務所収入については、なんとかやり繰りができていたというくらいです。青森県内の平均収入が低いこともあり、法テラスの援助案件がほとんどでした。

つがるひまわり基金法律事務所は、平成19年11月の開設から10年が経っていることもあり、地域に法律事務所があることが認知され、またこれまでに築き上げられてきた信頼もあり、特に宣伝などしなくても相談の電話が毎日2～3件かかってくるような状況でした。2週間先・3週間先の予定まで埋まっているというほどではありませんが、週末までには翌週の予定はだいたい埋まっていて、忙しかったという印象です。また、高齢で、なかなか来所できないという方も結構いて、そういうときは出張相談をしていました。

案件の傾向として、地域に女性弁護士が少ないことから、女性である私のところには離婚等の家事事件が多く寄せられ、女性弁護士に依頼したいという案件がかなりありました。弘前市（青森地裁・家裁弘前支部管内、人口約17万人）からも、わざわざ女性弁護士を求めて来る人も少なくなく、また、青森家裁弘前支部から、未成年後見人に選任された（未成年者が小学生で家族も全員女性のため、女性弁護士を希望していた。）案件もありました。女性の弁護士が来たということで、被害

*3 笹森弁護士の報告及びパネルディスカッションでの発言より。なお、NIBEN Frontier2019年5月号「遠い空から」に、笹森弁護士がつがるひまわり基金法律事務所での活動等について執筆されています。

者支援センターから積極的に相談や案件がまわってきていました。

(3) 案件対応以外の活動

前任の所長が始めた社会福祉士の勉強会、弘前市での他士業の無料相談会やセミナーに私も引き続き参加し、また後任の所長にも引き継ぎました。ただ、行政機関等との連携については、私はなかなか思うようにできませんでした。弁護士会の会務には積極的に取り組みました。青森県弁護士会では、各支部間で、テレビ会議システムが導入されており、私は5つの委員会に所属していましたが、毎回テレビ会議で出席していました。例えば、青森市やむつ市でもジュニアロースクールを行ったのですが、打合せは全てテレビ会議で行い、あとは本番で現地に行くだけでした。青森では法曹三者の距離が近く、裁判官との勉強会や裁判官・検察官の歓送迎会なども開かれており、私も青森市や弘前市で開かれる歓送迎会などに参加して、裁判官・検察官や、青森県弁護士会の多くの先生方と知り合うことができました。このような活動を通じて知り合った弁護士、例えば、犯罪被害者支援委員会で知り合った先生から、いじめ調査の第三者委員就任を打診されるなど、仕事の範囲も広がりました。

(4) 赴任弁護士のサポート体制について

赴任弁護士に対しては、日弁連、弁連、単体会から2名ずつ、計6名の弁護士が支援する支援委員会制度があり、いろいろと相談に乗っていただきました。個々の案件に関する相談

だけでなく、手持ち案件数が多くなってきたときは、どのようにこなしていけばよいかといったことにもアドバイスをいただきました。また、公設事務所に赴任している弁護士同士のネットワーク、メーリングリストがあり、些細なことでも質問するとすぐに回答がもらえます。1人で赴任するというのはとても不安ですが、皆で支え合いながらやってきました。特に、私は東京フロンティア基金法律事務所出身のため、各地に赴任している元同僚の先生たちとは皆でやり取りをしていました。

二弁からは、毎年、各地に赴任した弁護士が一堂に会する意見交換会を開催していただいたり、NIBEN Frontierや二弁の委員会で出版した書籍を無償で送っていただいたりといったサポートも受けています。NIBEN Frontierは毎月読むのを楽しみにしていました。赴任前だけでなく、赴任して二弁会員でなくなってからも、支援が続いていることを実感していました。

ところで、今、ひとつ懸念しているのが、東北弁護士会連合会・仙台弁護士会の支援で開設された弁護士法人やまびこ基金法律事務所が2016年に閉鎖してしまったことです。東北に赴任してみて、東北地方の公設事務所がやまびこ基金法律事務所によって支えられてきたということを肌で感じました。東北には、これからも公設事務所が必要ですが、やまびこ基金法律事務所がなくなったことにより、新しい弁護士の赴任に支障が出ないか、心配しています。これからも、是非、二弁で赴任弁護士を送り出し、東北地方の公設事務所を支えていただきたいと思います。



笹森先生

4 第二東京弁護士会の取り組みの実績^{*4}

近年、公設事務所赴任弁護士に占める都市型公設事務所^{*5}出身者が約8割と、大きな割合を占めるようになってきました。一般の法律事務所から毎年弁護士を送り出すということはなかなか難しく、安定的な赴任弁護士の養成

*4 林弁護士の報告より

*5 ひまわり基金法律事務所以外の、各地の弁護士会や弁護士会連合会の支援により設置・運営されている法律事務所。

という観点からも、都市型公設事務所の果たす役割は大きくなっています。

二弁では、2001年に都市型公設事務所として、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所を開設しており、同事務所では、これまでに計38名（2019年12月1日現在）の公設事務所赴任弁護士を送り出してきました。これは、全国の公設事務所赴任弁護士の累計301名の1割を上回るもので、全国の法律事務所の中で、最多の実績です。その他の一般の法律事務所からも、数多くの元二弁会員が各地に赴任してきました。

前述のとおり、公設事務所所長には任期があり、公設事務所を維持していくには安定的な赴任弁護士の養成が必要です。地元の単位会や連合会には、どうしても人的、資金的な限界があり、これらの会のみで公設事務所を支えていくことは困難です。この問題に二弁が果たす役割はなお大きいものです。

そして、笹森弁護士や川辺弁護士などの後

輩として、各地に赴任したいという弁護士を増やすこと、そのためには若手弁護士だけでなく、これから修習に入る人や法科大学院生など弁護士を目指すより多くの人たちに、司法過疎の問題や公設事務所という意義ある取り組みを理解してもらうことも、これからの重要な課題です。こうした課題に、日弁連が取り組むべきなのはもちろんですが、二弁や二弁所属の先生方にも、是非ご協力いただければ幸いです。

■



(左)林先生・(右)大窪先生

東京美術倶楽部[®]

〒105-0004 東京都港区新橋 6-19-15 TEL.03-3432-0191 <http://www.toobi.co.jp>

創業111年の歴史を持つ当倶楽部は、東美ミュージアムでの展覧会の企画・開催、展示ホール・茶室など催事会場のご提供、及び、美術品の評価・売却、著作権管理など、様々な活動を通じて日本の文化の創造と発展に貢献しています。

なお、東京美術倶楽部に於いて行ってまいりました美術品鑑定は、2018年10月1日より一般財団法人東美鑑定評価機構に移管されました。

美術品鑑定

TOCEA 一般財団法人
東美鑑定評価機構

日本画・洋画・工芸

東京美術倶楽部で40年以上蓄積したノウハウと、実績を継承し更に向上を図る

〒105-0004 東京都港区新橋 6-19-15
TEL.03-3432-0713 <http://toobi-tocef.co.jp/>



東美鑑定評価機構

催事・貸会場

TOOBI MUSEUM
東美 東美ミュージアム
東京美術倶楽部

展覧会・和室庭園・発表会ほか

評価・売却 著作権管理

東京美術倶楽部[®]

査定・売却代行・作家権利許諾



東京美術倶楽部